		日	号外	ページ
二	○宮内庁			
	天皇皇后両陛下は長野県へ行幸啓になる件	一〇	二	一
三	天皇皇后両陛下は第六十四回全国植樹祭に御臨場になる件	二六	九	一
	○公正取引委員会、消費者庁			
一	不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認可した件	二五	89 一	一
	○国家公安委員会			
一一	道路交通法の規定による全国交通安全活動推進センターとして指定した法人の名称の変更の件	一八	二	二
一二	道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件	一九	二	二
一三	駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件	二五	89 二	二
一四	普通自転車の型式認定番号を指定した件	二五	89 三	三
一五	原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件	二五	89 四	四
	○金融庁			
一一一	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	一	69 六五	一
一一二	保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件	一	69 六五	一
一一三	貸金業法施行令第一条の二第四号の規定に基づき代行会社を指定する件の一部を改正する件	三	二	二
一一四	保険業法第二百七十一条の三十三第一項第三号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件	九	二	二
一一五	保険業法第三百八条の二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の主たる事務所の所在地の変更に関する件	一一	一	二
一一六	損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき地震保険基準料率を告示する件	二五	89 四	二
一一七	金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示	三〇	二	二
一一八	金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示	三〇	二	二
	○消費者庁			
一一九	消費者安全法第二十三条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二条第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件の全部を改正する件	一	69 六六	二
一二〇	適格消費者団体を公示する件	一二	79 二四	二
	○総務省			
一二一	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件	一	69 六六	二
一二二	基礎的電気通信役務支援機関の名称を変更する件	一	69 六六	二
一二三	地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件	一	69 六六	二
一二四	元売業者の指定を取り消した件	一	69 六六	二
一二五	元売業者を指定した件の一部を変更した件	一	69 六六	二
一二六	行政書士法上の指定試験機関の名称を変更した件	四	二	二
一二七	認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件	五	二	二
一二八	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	五	二	二
一二九	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件	八	二	二
一三〇	在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件	八	75 一	一
一三一	在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件	八	75 二	二
一三二	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件	九	76 一	一
一三三	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件	九	76 二	二
一三四	地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件	九	76 三	三
一三五	平成二十五年度地方債同意等基準を公表する件	一一	78 一	一
一三六	平成二十五年度地方債計画を公表する件	一一	78 八	八
一三七	平成二十五年度地方債充当率を公表する件	一一	78 九	九
一三八	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	一二	79 二四	二四
一三九	財産区の名称変更の件	一五	五	五
一四〇	人工衛星局の免許申請に係る件	一五	五	五
一四一	登録認定機関の名称及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の名称の変更に関する件	一六	二	二
一四二	技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件	一六	二	二
一四三	消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関、消防法施行令第四条の二の八第三項第一号並びに消防法施行規則第四条の二の四第四項、第三十一条の六第六項及び第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関並びに同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の法人の名称の変更に関する件	一六	二	二
一四四	消防法第十三条の七第二項及び第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の七第二項の規定により指定試験機関の法人の名称の変更の届出があった件	一七	一	一
一四五	消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の法人の名称の変更の届出があった件	一七	一	一
一四六	政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件	一九	二	二
一四七	市の境界変更	二二	一	一
一四八	電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件	二四	一	二
一四九	超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件	二四	二	二